

「村立保育所、幼稚園等に関する再編整備基本計画（案）」の概要

平成30年2月 福祉部子育て支援課

1 再編整備基本計画とは

村では、『東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定）』の「基本目標」の一つに「若い世代が安心して子どもを産み育てることができる東海村をつくる」を掲げ、「保育所・幼稚園の再編充実」を進めています。

本計画は、今後の就学前子どもの数と保育ニーズの変化を見極めた上で、適正な施設数と将来において必要となる保育の量を確保し、もって待機児童の解消を図るとともに「質の高い教育・保育」を実施するため、村立保育所、幼稚園、認定こども園のあり方や今後の方向性等をまとめるものです。

2 基本計画策定の背景

①近年、少子化の進行や共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりなどを背景に社会情勢が大きく変化する中で、仕事と子育ての両立を求める子育て世代の保育ニーズが高まっています。

- ☞ 0～5歳児の人口減少、幼稚園の園児数減少、保育所（園）・認定こども園の利用者増
- ☞ 顕在化した待機児童の解消に向け保育の量の確保（保育の受け皿整備）が必要

②平成30年4月から新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針等が施行されるなど、これまでに以上に「質の高い教育・保育」の実施が求められています。

- ☞ 現行以上に3要領・指針の整合性が図られ、小学校との連携について内容が充実
- ☞ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が明確化

③村立保育所・幼稚園施設の半数以上が昭和40年代後半に建設された施設であり、耐震性能は確保されているものの既に建築後40年以上が経過しています。

- ☞ 『東海村公共施設等総合管理計画』で「機能的耐用年限に達した公共建築物」に位置づけ
- ☞ 原則的使用期間を待たずに早期に更新

3 再編整備の基本的な考え方（方向性）

（1）見込まれる保育の量

	平成32年	平成37年
0歳～5歳児見込み（A）	2,206人	2,044人
見込まれる保育の量（B）	827人	858人
利用見込み率（C）	37.5%	42.0%
提供可能な保育の量（平成29年4月時点）	790人	
過不足数	-37人	-68人

※見込まれる保育の量（B）は、（A）の見込み数に（C）本村の利用見込み率を乗じて算出

(2) 再編整備に関する基本方針

- 1 本村の将来にわたる就学前子どもの数の動向及び高まる保育ニーズの両面を勘案し、適正な施設数及び保育の量を確保するものとする。
- 2 新たな幼稚園教育要領，保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた幼児教育及び保育サービスの質を高める取組みを行うものとする。
- 3 原則として建築後40年が経過した施設を再編整備の対象とする。
- 4 再編により新たに整備する施設は，基本的に教育認定及び保育認定の各利用定員を設ける幼保連携型又は幼稚園型の認定こども園とする。
- 5 民間事業者との均衡を図りながらその動向に配慮し，官民一体で待機児童の解消を図るとともに，将来において必要な保育の量を確保する。

(3) 再編整備の対象施設 舟石川保育所，石神幼稚園，舟石川幼稚園及び須和間幼稚園
※とうかい村松宿こども園，百塚保育所及び村松幼稚園は，計画的な大規模改修等を実施することで施設の長寿命化を図ることとし，引き続き現行の機能を維持しながら存続

(4) 具体的な再編整備の考え方 (別紙参照)

(5) 再編整備年次計画

	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)
舟石川保育所 舟石川幼稚園	個別計画策定，住民等説明 建設場所の検討，用地取得		基本・実施設計	造成工事 建設工事	建設工事 外構工事	供用開始
石神幼稚園	石神小学校等との協議・調整 個別計画策定，住民等説明		実施設計	改修工事	移転 供用開始	—
須和間幼稚園	方向性の再検討（将来動向の見極め期間），個別計画策定					—

(6) 再編整備の進め方

- ①再編整備を推進する庁内体制の整備
 - ・子育て支援課に再編整備を円滑に推進する庁内体制を構築します。(平成30年度～)
 - ・幼保連携型認定こども園への移行に当たり，ワーキング・チームを組織します。
- ②個別計画の策定等
 - ・施設規模，整備（建設）場所，事業スケジュール，事業費（財源計画），運営形態等を整理した個別計画を再編整備対象施設ごとに定めます。
- ③対象施設の利用者及び地区住民等への説明
 - ・再編整備計画の趣旨や具体的な計画内容を広く公表します。
 - ・利用者（保護者）や地区住民等の理解と協力を得ながら再編整備計画を進めます。
- ④再編整備対象施設の跡地利用
 - ・他用途への転用，民間事業者による有効活用，跡地の売り払い等，将来的な財政負担の軽減につながる効果的な利用方法を検討します。